TÜV SÜD Ohtama, Ltd

# 登録証明機関　運用業務規程

（4版）

## EMC・テレコム部

EMC・Telecom　Division

TÜV®

初版 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 2 日
改正 平成 24 年 4 月 3 日
改正 平成 24 年 10 月 12 日

# 1. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程

## 1.1. 目的

この規程は、テュフズードオータマ株式会社(以下「当社」という。) が電波法(昭和25年法律第 131号、以下「法」という。) 第三十八条の六第一項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「技適」という。) 及び法第三十八条の二十四第一項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、技適及び認証の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## 1.2. 登録に係る事業の区分

当社が登録証明機関として技術基準適合証明等（以下、「証明等」とする。)の業務を行う無線設備は、法第三十八条の二の二第一項第一号及び第二号並びに第三号に定める特定無線設備とする。

## 1.3. 証明等の業務を行う時間及び休日

当社の証明等の業務を行う時間、ならびに休日は以下のとおりとする。

業務時間 : 9:00 から 17:00 まで(12:00 から 13:00 までの昼食休憩の間は除く)

休日 : 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

## 1.4. 証明等の業務を行う事務所

証明等の業務を行う事務所は以下の 3 拠点 4 箇所とする。

1. 東京試験所

〒215-0033 神奈川県川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 20 号

TEL: 044-980-2050 FAX: 044-980-2052

2. 山梨 EMC センター

・芦川試験所

〒409-3704 山梨県笛吹市芦川町鶯宿 1661 番

TEL: 055-298-2141 FAX: 055-298-2125

・上九一色試験所

〒409-3712 山梨県甲府市古関町 3415 番

TEL: 0555-88-2580 FAX: 0555-88-2588

※芦川試験場と上九一色試験場との距離は、2km(車で5分)程度です。

3. アストロノーツ登戸試験所

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 294

1.5. 責任と権限

証明等の業務の責任者は、EMC・テレコム部部長とする。

# 2. 証明等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項(一般事項)

2.1. 測定器等

2.1.1. 測定器の登録

法別表第三に定められた証明等の業務に使用する測定器は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(以下、「証明規則」とする。)第三条第二項に従い、登録証明機関の申請書に記載するものとする。

2.2. 測定器等の管理

2.2.1. 管理部署

試験が適正に実施されるよう、 EMC・テレコム部が測定器等及び測定室の環境について管理する。

2.2.2. 較正

2.2.2.1 技適および認証に関わる試験については、前項で定義された測定器でかつ法第二十四条の二第四項第二号のイからハで規定される何れかの較正を行った測定器等を使用する。

2.2.2.2. 較正を行った際は、較正証明書ならびにトレーサビリティー証明書を、所定の場所に保管する。

2.3. 登録内容の変更

測定器その他の設備に変更、追加・削除が発生する場合は、直ちに総務大臣にその旨を届けでる。

2.4. 試験の外部委託

2.4.1. 当社は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第六条第二項の規定に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次に掲げる事項を取り決める。

1. 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
2. 受託者が、法別表第三号の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号のいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項
3. 証明規則別表第一号に定める特性試験を、平成十六年総務省告示第 88 号と同じ、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
4. 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
5. 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
6. 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

7. その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

2.4.2. 特性試験の業務を委託する受託者は、下記の事業者とする。

受託者の名称: 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
所在地 : 東京都品川区八潮 5 丁目 7 番 2 号
受託者の名称: 株式会社ディーエスピーリサーチ
所在地 : 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目 4 番地 3

2.4.3. 当社は、2.4.1 項に掲げる事項の情報について公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡した上で、当該事項について口頭による説明又は文書にて公開するものとする。

2.4.4. 当社は、前項の請求に正当な理由が認められないときはこれを拒否することができる。

# 3. 技適業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項

3.1. 技適の申し込み

技適の証明を受けようとする者は、当社規定の別紙第 2 号の同意書、同別紙第 3 号の技術基準適合証明申込書及び同第1号に規定する書類及び申込設備もしくは特性試験の結果を記した書類を提出するものとする。

3.2. 申請受付の通知

当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到着した後、速やかに提出書類の種類、記載事項等に不備がないことを確認した後、受付確認通知書を申請者に送付する。

3.3. 受付の通知方法

受付の通知は、原則、e-mail もしくは FAX 等文書にて行うこととする。前述の方法で技適を受けようとする者に通知が困難な場合は、他の連絡手段を用いて通知を行うことがある。

3.4. 審査の実施

当社は、前条の申込を受理したときは、 遅滞なく審査を行う。審査は証明規則別表第一号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。

3.5. 特性試験

3.5.1. 3.1.において、証明規則別表第一号一(3)の規定の申込設備が提出されない場合にあっては、3.5.2.の各号の書類により審査を行う。

3.5.2. 申請者が提出する特性試験の結果を記載した書類は、次の記載内容を満たしていなければならない。

1. 申請者名及び責任者名、
2. 試験実施年月日
3. 試験実施場所
4. 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関
5. 特定無線設備の名称もしくは型式、
6. 試験項目及び試験結果、
7. 試験の方法及びその他の付随する情報を記載した書類

3.5.3. 適合性の審査

3.5.2.の試験結果が提出された場合、各記載事項が次の各号に適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。

1. 法第二十四条の二第四項第二号に規定された何れかの較正等を受けた測定器を使用し

て特性試験を行ったものであること。

2. 証明規則別表第一号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
3. 法別表第四に掲げる条件のいずれかを満足する者、若しくは当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

3.5.4. 申請者は、特性試験を自らが実施し、その結果を提出する場合、申請を行う台数分全ての特性試験結果を提出しなければならない。

3.5.5. 抜取試験実施方法

当社で行う特性試験にあっては、申込台数により当社規定の別紙第9号に示す台数の抜取を実施し評価を行う。なお、抜取により評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きい等工事設計に合致していることが合理的に推定できないときは、さらに同数の抜き取りもしくは全数に対し評価を行うことがある。

3.6. 変更の工事を行った設備に関する審査の省略

証明規則第六条第三項の変更の工事を行った特定無線設備の技適申込については、変更のあった部分に関してのみ審査及び特性試験を行い、変更のない部分の審査等は省略することがある。

3.7. 審査結果の判定

3.7.1. 当社は、提出された申込設備の工事設計書の審査、対比照合審査及び特性試験が完了した後、管理責任者と証明員は申請された無線設備が法で定められた技術基準を満たしているか否かの判定会を開き、申請された無線設備が適合しているか否かを判定する。

3.7.2. 3.6.5.の抜取試験実施方法に基づく試験を行った結果、1台以上の不合格な設備が発生した場合、申請された設備全てを不合格とする。

3.7.3. 審査結果の通知

当社は、当該申込設備について適合の判定会を行ったときには、当社規定の別紙第15号に定める様式の技術基準適合証明書をもって申請者に結果を通知する。

3.7.4. 審査拒否の通知(証明規則第七条)

審査の結果、技適を拒否するときは、その旨の理由を付した当社規定の別紙第16号の文書をもって技適を受けようとする者に通知する。

3.8. 審査日数

3.7.3 もしくは 3.7.4 の通知は、原則として申込を受理した日から、1.3.で規定された休日を除いた10 営業日以内にて行う。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

1. 審査の過程で申請者に対し追加もしくは訂正された書類、情報、又は申込設備の提出を求めたとき。
2. その他申請書類もしくは申請設備に不備があり、審査の継続が一時的に困難となったと

き。

3.9. 表示（証明規則第八条）

当社が技適を行ったときは、証明規則様式第七号に定める表示を申請者に交付し、証明員は技適を実施した設備の見やすい箇所に、表示を付さなければならない。又は電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示しなければならない。但し当該表示を付することが困難又は不合理であるとものとして総務大臣が告示したものはそれに従う。

3.10. 技適の報告及び審査結果の公開(証明規則第六条第四項)

3.10.1. 総務大臣への報告

当社は、技適を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を、毎月 1 日から 15 日まで、および 16 日から末日までの期間毎に、それぞれ期間の経過後 2 週間以内に、証明規則様式第五号の報告書を用いて総務大臣に提出する。

1. 技適を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 技適を受けた特定無線設備の種別
3. 技適を受けた特定無線設備の型式又は名称
4. 技術基準適合証明番号
5. 電波の型式、周波数及び空中線電力
6. 技適をした年月日

3.11. 申込の取下げ

3.11.1. 申請者は、申込の全部または一部を取下げることが出来る。

3.11.2. 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ以下のいずれかに該当するときは、申請者に対し申込の取下げを求めることができる。

1. 審査の過程において、当社が申請者に対して求めた追加資料、訂正された書類もしくは申込設備を、請求を行った日から 20 日以内に申請者が提出しなかったとき。
2. その他申請書類もしくは申請設備に不備があり、審査の継続が困難になったとき。

3.11.3. 申請の取り下げに際しては、当社規定のキャンセル料を申し受けることとする。

3.12. 不正な技適業務についての報告(証明規則第六条第八項)

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、 直ちにその旨を総務大臣に報告するものとする。

1. 技適を受けたものが不正な手段により技適を取得した。
2. 証明員が法令に違反して技適の審査をした

# 4. 認証業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項

4.1. 認証の申込

認証を受けようとする者は、当社規定の別紙第2号の同意書、同第5号の工事設計認証申込書、及び同第1号に規定する書類等ならびに申込設備もしくは特性試験の結果を記載した書類を提出するものとする。

4.2. 申請受付の通知

当社は、前項に規定する認証の審査書類等が事務所に到着した後、速やかに提出書類の種類、記載事項等に不備がないことを確認した後、受付確認通知書を申請者に通知する。

4.3. 受付の通知方法

受付の通知は、原則 e-mail もしくは FAX を用いて文書にて行うこととする。前述の方法で認証を受けようとする者に通知が困難な場合は、他の連絡手段を用いて通知を行うことがある。

4.4. 審査の実施

当社は、申込を受理したときは、遅滞なく審査を実施する。証明規則別表第三号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法書の審査を行う。

4.5. 特性試験

4.5.1. 4.1.において証明規則別表三号二において準用する別表第一号一(3) で規定される申込設備が提出されない場合にあっては、特性試験の結果を記載した書類により審査を行う。

4.5.2. 特性試験の結果を記載した書類は、次の記載内容を満たしていなければならない。

1. 試験担当者名及び責任者名、
2. 試験実施年月日
3. 試験実施場所
4. 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関
5. 特定無線設備の名称もしくは型式
6. 試験項目及び試験結果
7. 試験の方法及びその他の付随する情報を記載した書類

4.5.3. 適合性の審査

4.5.2.の試験結果報告書が提出された場合、各記載事項が次の各号に適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。

1. 法第二十四条の二第四項第二号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

2. 証明規則別表第一号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
3. 法別表第四に掲げる条件のいずれかを満たす者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

4.6. 変更の工事の特性試験等の省略

証明規則第十七条第三項の変更の工事を行った特定無線設備の申込については、変更のあった部分に関して 4.4.から前項までの審査もしくは特性試験を行い、変更のない部分の審査等は省略する場合がある。

4.7. 審査結果の判定

提出された工事設計書、対比照合審査資料、特性試験及び確認方法書の審査が完了した後、管理責任者と証明員は申請された無線設備が法で定められた技術基準を満たしているか否かの判定会を行い、良否を決定する。

4.7.1. 審査結果の通知

当社は、当該申込設備について認証の判定会を行ったときには、当社規定の別紙第17号に定める様式の工事設計認証書をもって申請者に通知する。

4.7.2. 審査拒否の通知

審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した当社規定の別紙第18号の文書をもって証明を受けようとする者に通知する。

4.8. 審査日数

4.7.1.もしくは 4.7.2 の通知は、原則として申込を受理した日から、1.3.で規定された休日を除いた10 営業日以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

1. 審査の過程で申請者に対し追加もしくは訂正された書類、情報、又は申込設備の提出を求めたとき。
2. その他申請書類もしくは申請設備に不備があり、審査の継続が一時的に困難になったとき。

4.9. 検査記録の作成等（証明規則第十九条関連）

4.9.1. 当社は、認証に係る確認の方法に従い、認証にかかる特性試験を行った場合、証明規則第十九条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から 10 年間保管する。

1. 検査に係る工事設計認証番号
2. 検査を行った年月日及び場所
3. 検査を行った責任者の氏名
4. 検査を行った特定無線設備の数量
5. 検査の方法

6. 検査の結果

4.9.2. 当社は、4.9.1.に規定する検査記録の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合は、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにしなければならない。

4.10. 表示

認証を受けたものは、証明規則第二十条に基づき、証明規則様式第七号に定める表示を、当該特定無線設備の見やすい個所に付さなければならない。又は電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示しなければならない。但し当該表示を付することが困難又は不合理であるとものとして総務大臣が告示したものはそれに従う。

4.11. 証明の報告及び審査結果の公表

4.11.1. 総務大臣への報告

当社は認証を行ったときは、 証明規則第十七条第四項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に、証明規則様式第五号の報告書を用いて総務大臣に報告する。

1. 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
3. 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
4. 認証番号
5. 電波の型式、周波数及び空中線電力
6. 認証をした年月日

4.11.2. 認証結果の公開範囲

当社は 4.11.1 に掲げる事項以外の情報を一般には公開しない。ただし申請者から公開の依頼がありかつ当社で承諾した場合、または法令の改正等により表示の義務が発生した場合は、この限りではない。

4.12. 申込の取下げ

4.12.1. 申請者は、申込の一部または全部を取下げることが出来る。

4.12.2. 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ以下のいずれかに該当するときは、申請者に対し申込の取下げを求めることができる。

1. 審査の過程において、当社が申請者に対して求めた追加資料、訂正された書類もしくは申込設備が、請求を行った日から 20 日以内に申請者から提出されなかったとき。
2. その他申請書類もしくは申請設備に不備があり、審査の継続が困難になったとき。

4.12.3. 申請の取り下げに際しては、当社規定のキャンセル料を申し受けることとする。

4.13. 不正な認証業務についての報告(証明規則第十七条第八項)

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、 直ちにその旨を総務大臣に報告するものとする。

1. 認証を受けたものが不正な手段により認証を取得した。
2. 証明員が法令に違反して認証の審査をした

4.14. 市場調査

当社は、認証した工事設計に基づく特定無線設備について必要があると認められた場合、市場から1年に1度以上適宜購入して、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうか確認するための調査を行う。

# 5. 手数料額およびその収納の方法に関する事項

5.1. 手数料の金額等

5.1.1.証明等を受けようとする者が支払う手数料の額は、当社が定める別紙第１２号、もしくは同別紙第 13 号の記載のとおりとする。技術基準適合証明に係る審査手数料は記載の金額を上限とし、試験項目数や設備の規模を総合的に勘案し決定する。

5.1.2. 申込件数実績又は特別な事由により手数料を減額する場合の手数料の額は、当社が定める別紙第１２号、もしくは同別紙第１３号の注釈の記載のとおりとする。

5.2. 手数料の収納の方法

5.2.1. 認証の手数料の収納方法は、 銀行振り込みとする。

5.2.2. 振込先口座は、次の通りとする。

振込先: みずほ銀行（０００１）稲城中央支店（７７０） 当座 ４４４６
テュフズードオータマ株式会社

5.2.3. 申請者は、請求書に記載された金額を、請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座に振り込むこととする。また、社会通念上必要とされる場合には特性試験開始日までに振り込むことを求める場合がある。

5.3. 支払期限の変更

申請者は、5.2.3.で規定された支払期限内に指定された金額を振り込むことが難しい場合、申請時に支払期限の変更を申し出る事とする。当社は申請者の要求が、社会通念上妥当な条件であると判断した場合は、支払期限を変更する場合がある。

# 6. 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

6.1. 証明員の選任及び解任

6.1.1. 証明員は、法別表第四の要件を満たしている社員より選任する。

6.1.2. 証明員の選任および解任は、当社代表取締役が行う。

6.1.3. 当社代表取締役は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規程に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことがある。

6.1.4. 当社代表取締役は、証明員を選任又は解任したときは、証明規則第九条に規定する手続きにより、その旨を総務大臣に届け出るものとする。

6.1.5. 証明員の配置場所は 1.4.に規定する東京試験所およびアストロノーツ登戸試験所とする。

6.2. 証明員の職務遂行

6.2.1. 証明員は、認証の公共性及び重要性を自覚し、法および関連法令、総務省令により定められた測定方法、業務規程および責任者の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

6.3. 選任

当社は、当社入社以前直近2年間に無線設備の製造もしくは販売等を行っていた法人の役員又は従業員であった者を、証明業務に従事させない。

# 7. 証明等の業務に関する秘密の保持に関する事項

7.1. 秘密の保持

役員、証明員、従業員及びその他職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7.2. 秘密の保持に関する事項

当社は、申請者との個別の秘密保持契約締結の有無を問わず、業務上知り得た申請者の申請設備に関する一切の情報を、申請者の許可なく社外の個人、企業もしくは団体に漏らしてはならない。

7.3. 例外事項

前項の規定に係わらず、法により定められた開示項目、2.4.で規定された特性試験の受託者からの請求、ならびに監督官庁より指示があった場合は、情報を開示する場合がある。

7.4. 秘密保持契約

申請者が希望する場合、秘密保持契約を結ぶことができる。

7.5 秘密保持契約内容

前項で規定する秘密保持契約書の内容は、社会通念上妥当な範囲のものとし、詳細については、当社と申請者の協議によって決定するものとする。

# 8. 証明等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

8.1. 帳簿の作成

当社は証明等の申込を申請者より受けた場合、帳簿を作成する。必要な記載事項は、以下のとおりとする。

1. 証明等を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
2. 証明等の求めに係る書類の受理年月日
3. 証明等の求めに係る特定無線設備もしくは工事設計に基づく特定無線設備の種別及び工事設計
4. 証明等の求めに係る特定無線設備の型式又は名称および製造番号、もしくは工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
5. 証明等のための審査を行った際に用いた特性試験の試験方法
6. 証明等のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行ったの者の氏名又は名称
7. 審査の経過(特性試験にあっては、試験項目ごとの試験結果を含む。)及び結果
8. 技適もしくは認証番号及び証明をした年月日

8.2. 帳簿の保存期間

法第三十八条の十二、もしくは法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十二の帳簿は、証明等の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から 10 年間保存しなければならない。

8.3. 帳簿の保存

前項に規定する帳簿の保存は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない

8.4. 帳簿等の管理責任者

帳簿の管理責任者は当社 EMC・テレコム部部長とする。

8.5. 帳簿の種類及び保存期間

帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は下記のとおりとする。 帳簿等の管理については下記に定めた管理者により行われるものとする。

1. 証明規則第十三条に定める帳簿: 10 年、EMC・テレコム部部長

2. 証明規則第二十一条に準用される証明規則第十三条に定める帳簿
 : 10 年、EMC・テレコム部部長
3. 申込書及び同意書: 10 年、EMC・テレコム部部長
4. 特性試験結果: 10 年、EMC・テレコム部部長
5. 測定器等管理簿: 5 年、EMC・テレコム部部長
6. 測定器較正管理簿: 5 年、EMC・テレコム部部長
7. 拒否及び取り消し通知書: 5 年、EMC・テレコム部部長

8.6. 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

8.7. 帳簿等の保管方法

帳簿等は、管理が適切に行うことのできる専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

8.8. 帳簿等の閲覧

前項で規定される帳簿等は、簡便な方法で速やかに表示できる状態にする。

## 9. 財務諸表等の備付け及び閲覧の方法に関する事項

9.1. 会計帳簿

当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明等の業務によるものとそれ以外の業務によるものを区分の上、整理する。

9.2. 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10 年とする。

9.3. 財務諸表等の備え付け及び閲覧等

当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

1. 事業報告書
2. 収支計算書
3. 貸借対照表
4. 財産目録

9.4. 当社は、法第三十八条の十一第二項に規定する者からの請求により、前述の資料を閲覧に供するものとする。

9.5. 前条の請求に合理的な理由が見出すことができない場合、当社はこの請求を拒否することがある。

9.6. 財務諸表等の書面の謄本、抄本、もしくは電磁的記録媒体に保存されたものを法第三十八条の十一第二項に規定する者より請求された場合、当社は有償にて配布する。

## 10. その他証明等の業務の実施に関する事項

10.1. 技適、認証業務の基本方針

証明等の業務を行うにあたり、以下に掲げる方針に基づき、事業を実施する。

1. 全ての申請者に対し公正な取扱を行うこと。
2. 審査は、法、関連法令及び告示等に基づき実施する。
3. 技適、認証業務の透明性及び公平性を確保するように努める。
4. 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

10.2. 業務実施日

登録証明機関としての業務は、業務規程の届出が済み、業務の開始が可能となった日より実施する。

10.3. 情報等の提供

技術基準適合証明業務に係わる変更や追加事項、料金の改定や申請書作成法等に関する情報は、当社のウェブサイトに掲載する。

当社ホームページ URL: http://www.tuv-ohtama.co.jp/

別紙第 1 号

証明等の業務の申込に係る提出書類及び資料

| | 必要な書類および資料 | 技適 | 認証 | 詳細 |
|---|---|---|---|---|
| 1. | 技術基準適合証明等<br>申込同意書 | ○ | ○ | 申請を申込みの際は必ず記入捺印の上、提出 |
| 2. | 技術基準適合証明申込書 | ○ | | 技術基準適合証明（技適）申込み際に使用 |
| 3. | 工事設計認証申込書 | | ○ | 特定無線設備の工事設計の認証（認証）申込みの際に使用 |
| 4. | 変更内容説明書 | △ | △ | 既に技術基準適合証明を取得した部分との相違点<br>（新規申請の場合は不要です） |
| 5. | 工事設計書 | ○ | ○ | 証明規則別表第二号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明する為に必要となる資料及び事項を記載したもの。 |
| 6. | 確認方法書 | | ○ | 証明規則別表第四号に揭げられた事項の全てに適合していることを証明するもの。 |
| 7. | 取扱説明書 | ○ | ○ | 操作マニュアル等、操作およびその保守方法を記載したもの。 |
| 8. | 図面・写真等 | ○ | ○ | 特定無線設備を提出しない場合であって、その外観（寸法を記したもの）及び部品の配置を示したもの。認証の場合は、認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。 |
| 9. | 特性試験結果報告書 | △※ | △※ | 特定無線設備を提出しない場合であって、証明規則第七条第三項第二号又は同第十五条第三項第二号で規定する内容が記載されているもの。 |
| 10. | 申請設備 | | | 9.を提出する際は、原則提出不要 |
| 11. | その他 | △ | △ | 審査の過程で参考となる事項を記載した資料 |

○ ： 必要

△ ： 審査の内容、経過によっては必要な場合有り

△※： いずれか選択可能

別紙第 2 号　　技術基準適合証明等申込同意書

テュフズードオータマ株式会社を「当社」、電波法第三十八条の六に規定する技術基準適合証明もしくは電波法第三十八条の二十四に規定する特定無線設備の工事設計についての認証（以下「証明等」とする。）の申込者を「申請者」として、当社と申請者とは以下の約定により証明等の業務の申込に関し同意する。

第１条(適用)

本同意書は、申請者が当社に証明等の申込を行うことにより、当社が申請者に対して提供する証明業務に適用するものとする。

第2条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、申請者が本同意書に押印または署名をおこなった日から証明書を発行した日までとする。 ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとする。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとする。

第3条(技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書)

1 本同意書と同時に申請者が提出する技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書(以下「申込書」という)は、申込を行う特定無線設備毎に申請者が当社に提出するものとし、申込の全てに対して申請者が責任を負うものとする。

2 申請者が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社に届出るものとする。

第4条(技術基準適合証明等申込書類)

1. 申請者が申込書と同時に当社に提出する技術基準適合証明等申込書類(以下「申込書類」という）の記載事項の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した申込書類に関し、当社が証明等を行うには不十分と判断した場合は、申込書類の追加資料提出を求めることが出来るものとする。

第5条(特性試験結果報告書)

1. 申請者が申込書類の一部として当社に提出する特性試験結果報告書の記載内容の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した特性試験結果報告書に関し、当社が証明を行うには不十分と判断した場合、当社は特性試験等に関する追加の書類、もしくは当該申込設備の提出を申請者に対して請求できることとする。

第6条(審査)

当社は申請者が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、当社の業務規程に基づき、速やかに審査を行うものとする。

第7条(秘密保持)

1. 当社は申請者が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等、業務上知り得た申請者特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負う。

2. 当社は、管轄官庁である総務省からの指導に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、必要最小限の範囲内で申込書類の内容を総務省に開示することがある。
3. 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、申請者が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とする。 ただしこの期間を書面通知により延長することを当社は拒まないものとする。

第8条(責任制限)

1. 当社が証明を行った後、申請者が証明を受けた設備の回路や構成に変更や追加または削除を行い、当社が証明の事実と同一ではないと認める場合は、当社はその一切の責任を負わない。
2. 当社が証明を行った際に申請者に対して提示した条件を、申請者が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、当社はその一切の責任を負わない。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、当社および申請者で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本同意書の締結を証して申請者が署名(記名) 押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとする。

平成　　年　　月　　日
申請者:
住所　:
氏名　:　　　　　　　　　　㊞
電話番号:

別紙第３号

# 技術基準適合証明申込書

テュフズードオータマ株式会社 殿

申請者 郵 便 番 号
住 所（本 社）
法 人 名
役職、代表者名
担 当 部 署
責 任 者 名 印

※[1] 私は下記の代理人を定めて、技術基準適合証明に関する申込手続に係る権限を委任します。

申請代理人 郵 便 番 号
住 所
法 人 名
役 職、氏 名 印

別添の工事設計書により電波法第 38 条の 6 の規定による技術基準適合証明について、契約約款に従い申し込みます。

<table>
<tr><td colspan="2">申込の区分</td><td>新規 □　　　変更の工事 □</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定無線設備の種別</td><td>証明規則第2条第1項第　　号　　の無線設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定無線設備の型式又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定無線設備の製造者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申込台数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電気通信回線の接続</td><td>有 □　　　無 □</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定無線設備の提出</td><td>有 □　　　無 □</td></tr>
<tr><td colspan="2">特性試験結果資料の提出</td><td>有 □　　　無 □</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更の工事の場合</td><td>工事設計書の変更※[2]</td><td>有 □　　　無 □</td></tr>
<tr><td>技術基準適合証明番号等 ※[2]</td><td></td></tr>
<tr><td>相違点※[2]</td><td>（別紙にて記載）</td></tr>
</table>

| 連絡先 | 郵便番号、住所<br>部署<br>氏名<br>電話<br>E-mail 又は FAX | |
|---|---|---|
| 備　　考 | | |

注　※[1]：委任を行う場合に委任者などを記載する。委任がない場合は不要です。
　※[2]：申込区分が新規の場合は不要です。

別紙第４号



# 技術基準適合証明を受けた特定無線設備との相違点

| 変更の工事の種類（※） | 相違内容 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 相違箇所 | 新 | 旧 | 電気的特性 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※　変更の工事の部分もしくは内容を記載して下さい。

別紙第５号

平成　　年　　月　　日

# 工事設計認証申込書

テュフズードオータマ株式会社 殿

申請者　郵 便 番 号
住 所（本 社）
法　人　名
役職、代表者名
担 当 部 署
責 任 者 名　　　　　　　　印

※[1] 私は下記の代理人を定めて、工事設計の認証に関する申込手続に係る権限を委任します。

申請代理人　郵 便 番 号
住　　　所
法　人　名
役 職、氏 名　　　　　　　　印

別添の工事設計書により電波法第三十八条の二十四の規定による工事設計の認証について、契約約款に従い申し込みます。

| 申込の区分 | | 新規 □　　　　変更の工事 □ |
|---|---|---|
| 特定無線設備の種別 | | 証明規則第2条第1項第　　　号　　　の無線設備 |
| 特定無線設備の型式又は名称 | | |
| 特定無線設備の製造者名 | | |
| 技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力 | | |
| 電気通信回線の接続 | | 有 □　　　　無 □ |
| 特定無線設備の提出 | | 有 □　　　　無 □ |
| 特性試験結果資料の提出 | | 有 □　　　　無 □ |
| 証明ラベルの発行 | | 有 □　　　　無 □ |
| 変更の工事の場合 | 工事設計書の変更*[2] | 有 □　　　　無 □ |
| | 確認方法書の変更*[2] | 有 □　　　　無 □ |
| | 認証番号*[2] | |
| | 相違点*[2] | （別紙にて記載） |

TÜV®

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">申請者の ISO9000s 認定</td><td>有　□</td></tr>
<tr><td>無　□　所 在 地</td></tr>
<tr><td>製造工場名</td></tr>
<tr><td>製造工場の ISO9000s 認定　有 □　無 □</td></tr>
<tr><td rowspan="5">連絡先</td><td>郵便番号、住所</td><td></td></tr>
<tr><td>部署</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail 又は FAX</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考（同番発行の希望等）</td><td></td></tr>
</table>

注　※[1]：委任を行う場合に委任者などを記載して下さい。委任がない場合は不要です。

※[2]：申込区分が新規の場合は不要です。

別紙第 6 号

# 工事設計の認証を受けた特定無線設備との相違点

| 変更の工事の種類（※） | 相違内容 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 相違箇所 | 新 | 旧 | 電気的特性 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※変更の工事の部分もしくは内容を記載して下さい。

別紙第７号

工 事 設 計 書

<table>
<tr><td colspan="2">１　通　信　方　式</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">２ 送信機</td><td>(1) 定 格 出 力</td><td></td><td colspan="2">(2)発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 発　振</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(4) 変　調</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">３　製　造　者　名　等</td><td>製 造 者 名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製 造 番 号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">４ 空　中　線</td><td colspan="2">(1) 型　式　及　び　構　成</td><td colspan="2">(2) 利　得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５ 附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６ その他の工事設計</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">７ 添　付　図　面</td><td colspan="4">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">８ 参　考　事　項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（日本工業規格A列４番）

注 1　1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であって、2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下、2,425MHz を超え 2,475MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

2　2 の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、空中線電力の許容値が 1MHz 当たりの帯域幅によって規定されている無線設備については 1MHz 当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によって規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合において、等価等方輻射電力の値を併記するものにあっては、4 の(2)の欄の記載は要しない。

（記載例） 0.001W/MHz

（記載例） 0.000025W(EIRP)

3　2 の(2)の欄は、「F1D280. 0000MHz、F3E281.0000MHz から 282.0000MHz まで（12.5kHz 間隔 81 波）」のように記載すること。

4　2 の(3)の欄は、発振の方式及び周波数を記載すること。

（記載例） 水晶発振　発射可能な周波数の 1/24

5　2 の(4)の欄は、2 の(2)の欄の電波の型式に対応する変調の方式並びに最高変調周波数及び最大周波数偏移等を記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。

（記載例：2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム）

変調方式：直交位相変調

BPSK( 1Mbps )

GPSK( 2Mbps )

CCK( 5.5Mbps/11Mbps )

拡散方式：直接拡散

変調信号の送信速度に等しい周波数：1MHz( BPSK、QPSK)

1.375MHz( CCK)

なお、ホッピング方式の場合は、ホッピング周波数滞留時間を記載すること。

6　3 の欄は、認証の場合は、型式又は名称及び製造番号の記載を要しない。

7　4 の(1)の欄は、偏波面及び素子数を、「単一型（V）λ/4」のように記載すること。この場合において、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、「ホイップ型　何 cm」と記載すること。

8　4 の(2)の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。

なお、等価等方輻射電力により、主輻射の角度幅が規定されている無線設備にあっては、角度幅を記載すること。

9　5 の欄は、無線設備のうち、2 の欄から 4 の欄までに記載しない装置等を記載すること。

（記載例）

| 種類及び型式又は名称 | 方式・規格等 |
| --- | --- |
| 混信防止機能装置 | 設備規則第 9 条の 4 に規定する機能 |

10　6 の欄は、1 の欄から 5 の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第 3 章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

11　7 の欄の添付図面の記載等は、次によること。

（1） 無線設備系統図には、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数（周波数の逓倍及び合成の方法を含む。）並びに電源の電圧を記載すること。

（記載例）

12　8 の欄は、次によること。

（1） 対比照合審査を行うときにおいて無線設備を開閉することが困難である場合は、部品の配置を示す図面及び外観を示す図面又は写真を添付すること。

（2） 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験を行うために特に必要な物件がある場合は、その名称及び種類を記載すること。

（3） 2,400MHz 以上 2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であって、占有周波数帯幅が 26MHz を超え 38MHz 以下のものについては、キャリアセンスの有無を記載すること。

(4) 5,180MHz、5,190MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,230MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz 又は 5,320MHz の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz、5,320MHz、5,500MHz、5,510MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,550MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,590MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz 又は 5,700MHz の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）又は子局（親局に制御される無線局をいう。）の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

(6) その他参考となる事項を記載すること。

（記載例） 電気通信回線設備への接続の有無

(記載例)

別紙第８号

## 小電力データ通信システム申請書添付資料

<table>
<tr><td rowspan="2">1. 拡　散　方　法</td><td rowspan="2">DS</td><td rowspan="2">FH<br>DS/FH 混合</td><td colspan="2">周波数分布　　均一　　不均一</td><td></td></tr>
<tr><td>補 正 係 数</td><td colspan="2">FH 停止時の拡散帯域幅<br>kHz</td></tr>
<tr><td>2 . 通 常 送 信 モード</td><td>連続</td><td>バースト</td><td colspan="3">バースト波形の概要図</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3. 強 制 送 信 モード<br>（ 試 験 モード ）</td><td colspan="2">連 続 送 信</td><td>可　不可</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">継続的バースト送信</td><td>可　不可</td><td>オン／オフ比</td><td>バースト周期</td></tr>
<tr><td colspan="2">拡散停止 ／無 変 調</td><td>可　不可</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">拡散停止時の送信出力　　dBm</td><td>連 続</td><td>バースト</td></tr>
<tr><td>4. 強 制 受 信 モード</td><td colspan="5">連続受信モード　　可　　不可</td></tr>
<tr><td>5. 受 験 機 器 の 制 御</td><td colspan="5">手動　CPU　両方可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6. 拡　散　符　号</td><td colspan="3">符号系列　m　Gold　他(　　)</td><td colspan="2">拡散帯域幅　　　MHz</td></tr>
<tr><td colspan="3">符号長　　　bit</td><td colspan="2">符号速度　　　kb/s</td></tr>
<tr><td>7. 符 号 化 試 験 信 号<br>（ デ ー タ ）</td><td>外部</td><td>内部</td><td colspan="3">符号系列　m　Gold　他(　　)　符号長　　bit</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8. 電 気 通 信 回 線<br>設 備 へ の 接 続</td><td rowspan="2">無</td><td rowspan="2">有</td><td colspan="3">キャリアセンス機能　　有　無<br>(　　　dBm)</td></tr>
<tr><td colspan="3">相関信号センス機能　　有　無<br>(　　　dBm)</td></tr>
<tr><td>9. そ　の　他</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>参　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（日本工業規格A列4番）

TÜV®

別紙第 9 号

技適の試験に係る抜取台数

特性試験は、常温(20℃±15℃の範囲)、常湿(相対湿度 65%±20%の範囲)の状態で、当該申請設備に定格電源電圧および±10%変動させた電圧を加えて、試験周波数において証明規則別表第一号に掲げる試験項目及び総合動作試験などについて試験を行い、技術基準に適合しているか否かを審査する。

特性試験を行う試験台数は、申込設備が 2 台以下の場合には全数、3 台以上の場合は下表に示す抜取台数について行う。 なお、当社では技適の最大試験台数は 150 台とする。

| 申込台数 | 抜取台数 |
|---|---|
| 1 ～ 2 | 全数 |
| 3 ～ 25 | 2 |
| 26 ～ 50 | 3 |
| 51 ～ 90 | 5 |
| 90 ～ 150 | 8 |

以下のような場合は、抜取台数以上もしくは全ての申込設備の特性試験を行う。
・日本工業規格 Z9015 に規定する計数調整型 1 回抜取検査方法に準拠して抜取試験を行った結果、その中の 1 台でも技術基準に適合しないものがある場合
・申請者が行った特性試験結果を審査した結果、同一性の確認が困難な場合

別紙第 10 号

1. 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技適番号又は認証番号とする。

(1) マークの大きさは、直径5ミリメートル以上（ただし、体積が 100cc 以下の無線設備にあっては、直径3ミリメートル以上）であること。

(2) 材料は、容易に損傷しないものであること。

(3) 地色は、適宜とすること。 ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

(4) 技術基準適合証明マークの近傍に、記号 R を付加すること。

2. 技適のラベル

(1) 最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関番号（当社は「０１０」）とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次ページ以降に記載した省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 省令記号に続く番号は、当社が定める9桁の記号および数字とする。最初の2文字は当社が指定した記号とし、以降の 7 文字を申請の通し番号とする。

(3) 技適の証明番号の付与方法

マークの様式

技適ラベル　例

3. 工事設計認証のラベル

⑴ 最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関番号とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次ページ以降に記載した省令で定める記号及び当社で定める記号とする。

⑵ 省令記号に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の 2 文字は当社指定記号とし、以降の 4 文字を申請の通し番号とする。

⑶ 工事設計における認証の証明番号の付与方法

新制度による表示に追加する記号並びに番号構成

⑷ 最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関番号とし、4ケタはハイフンとする。5-10 桁はアラビア数字となり 100001-999999 の範囲とする。

⑸ 省令記号に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の 2 文字は当社指定記号とし、以降の 4 文字を申請の通し番号とする。

(6)1つの無線設備に2種類以上の無線種別を取得する場合、1つの工事設計認証番号を発行することが出来る。また、軽微な変更や変更の工事を伴わない場合で適用要件を満たす場合、同一認証番号の発行することが出来る。

別紙第 11 号　無線設備の種別

免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

<table>
<tr><th colspan="2">特定無線設備の種別証明規則第2条第1項</th><th>証明規則第二条第一項</th><th>記号</th><th>当社指定記号</th></tr>
<tr><td colspan="2">市民ラジオ</td><td>第3号</td><td>O</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">コードレス電話</td><td>第7号</td><td>L</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="16">特定小電力無線局</td><td>ﾃﾚﾒｰﾀｰ、ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ及びﾃﾞｰﾀ伝送</td><td rowspan="16">第8号</td><td rowspan="16">Y</td><td>A</td></tr>
<tr><td>医療用ﾃﾚﾒｰﾀｰ</td><td>B</td></tr>
<tr><td>体内植込型医療用データ伝送及び<br>体内植込型医療用遠隔計測</td><td>C</td></tr>
<tr><td>国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用<br>データ制御設備</td><td>D</td></tr>
<tr><td>無線呼出</td><td>E</td></tr>
<tr><td>ラジオマイク</td><td>F</td></tr>
<tr><td>補聴援助用ラジオマイク</td><td>G</td></tr>
<tr><td>無線電話</td><td>H</td></tr>
<tr><td>音声アシスト用無線電話</td><td>I</td></tr>
<tr><td>移動体識別</td><td>J or K</td></tr>
<tr><td>ミリ波レーダー</td><td>L</td></tr>
<tr><td>ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送</td><td>M</td></tr>
<tr><td>移動体検知センサー</td><td>N</td></tr>
<tr><td>動物検知通報システム</td><td>O</td></tr>
<tr><td colspan="2">小電力セキュリティ</td><td>第 13 号</td><td>AZ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム<br>（2,400～2,483.5MHz）</td><td>第 19 号</td><td>WW</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.4GHz 帯小電力データ通信システム（2,471～2,497MHz）</td><td>第 19 号の2</td><td>GZ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.4GHz 帯小電力データ通信システム<br>（模型飛行用、2,000～2,483.5MHz）</td><td>第 19 号の2の2</td><td>UV</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.4GHz 帯小電力データ通信システム<br>（模型飛行用、2,471～2,497MHz）</td><td>第 19 号の2の3</td><td>VV</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">5.2, 5.3GHz 帯小電力データ通信システム</td><td>第 19 号の3</td><td>XW</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">5.6GHz 帯小電力データ通信システム</td><td>第 19 号の3の2</td><td>YW</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">準ミリ波帯小電力データ通信システム</td><td>第 19 号の4</td><td>HX</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">デジタルコードレス電話</td><td>第 21 号</td><td>IZ</td><td>－</td></tr>
</table>

| 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 | 第 21 号の 2 | AT | − |
|---|---|---|---|
| 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 | 第 21 号の 3 | BT | |
| PHS陸上移動局 | 第 22 号 | JX | − |
| 狭域通信システム用陸上移動局 | 第 32 号 | CY | − |
| 狭域通信システム用試験局 | 第 33 号の 2 | FX | − |
| 超広帯域(UWB)無線システム | 第 47 号 | UW | − |
| 超広帯域無線システム(UWB レーダ) | 第 47 号の 2 | VU | − |
| 700MHz 帯高度道路交通システム用基地局 | 第 63 号 | WT | − |

免許包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

| 特定無線設備の種別証明規則第2条第1項 | | 証明規則第二条第一項 | 記号 | 当社指定記号 |
|---|---|---|---|---|
| MCA<br>(陸上移動局) | 設備規則第 49 条の7本文に規定する無線設備(800MHz 帯の電波を使用するもの) | 第 1 号の 4 | M | AA |
| | 設備規則第 49 条の7本文に規定する無線設備(1400MHz 帯の電波を使用するもの) | | | BA |
| | 設備規則第 49 条の7但し書きに規定する無線設備(800MHz 帯の電波を使用するもの) | | N | AA |
| | 設備規則第 49 条の7但し書きに規定する無線設備(1400MHz 帯の電波を使用するもの) | | | BA |
| Ku 帯 VSAT 地球局 | | 第 9 号 | V | AA |
| Ka 帯 VSAT 地球局 | | 第 9 号の 2 | SW | A |
| 携帯無線通信用中継局 | | 第 10 号 | VT | A |
| TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 第 10 号の 2 | W | AA |
| | ブースタ対応機 | | | ZB |
| CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | | 第 11 号 | XZ | A |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | | 第 11 号の 3 | XY | A |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | | 第 11 号の 4 | ZY | A |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | | 第 11 号の 7 | MW | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | 第 11 号の 8 | NX | A |
| CDMA2000(3xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | 第 11 号の 8 の 2 | XU | A |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局<br>(携帯無線通信の中継を行うものを除く) | 第 11 号の 11 | OW | A |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 12 | PW | A |
| TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 15 | DU | A |
| TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 17 | FU | A |
| SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 19 | HU | A |
| SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 21 | JU | A |
| OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 23 | LU | A |
| OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 25 | NU | A |
| OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | 第 11 号の 26 | OU | A |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局<br>(対地静止)(オムニトラックス) | 第 14 号 | BZ | A |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム) | 第 14 号の 2 | AY | A |
| 加入者系多方向用移動局 | 第 15 号の 2 | LY | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | 第 19 号の 9 | DV | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局<br>(0.2 マイクロワット以下) | 第 19 号の 10 | EV | A |
| 1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | 第 20 号 | HZ | A |
| 800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | 第 20 号の 2 | VX | A |
| 携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR) | 第 28 号 | TZ | A |
| 携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム) | 第 28 号の 2 | BY | A |
| インマルサット携帯移動地球局 | 第 30 号 | VZ | A |
| ESV 携帯移動地球局 | 第 30 号の 2 | LW | A |
| ヘリサット携帯移動地球局 | 第 30 号の 3 | OT | A |
| ルーラル加入者無線 | 第 31 号 | WZ | A |
| 60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局 | 第 31 号の 3 | DX | A |

| デジタル空港無線通信用陸上移動局<br>（設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項） | 第 39 号 | AW | A |
|---|---|---|---|
| 航空移動衛星通信システム | 第 46 号 | HW | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局<br>（直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 5 ミリ秒）<br>WiMAX 用 | 第 51 号 | IV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局<br>（直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 911.46 マイクロ秒）MBTDD-W 用 | 第 52 号 | JV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局<br>（時分割・直交周波数分割多元接続方式）次世代 PHS 用 | 第 54 号 | LV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局<br>（時分割・周波数分割多元接続方式）MBTDD 625k 用 | 第 56 号 | NV | A |

その他の無線局（法第38条の2の2第１項第3号に定める特定無線設備）

| 特定無線設備の種別証明規則第2条第１項 | | 証明規則第二条第一項 | 記号 | 当社指定記号 |
|---|---|---|---|---|
| MCA<br>（指令局） | 設備規則第 49 条の7本文に規定する無線設備（800MHz 帯の電波を使用するもの） | 第 1 号の4 | M | CA |
| | 設備規則第 49 条の7本文に規定する無線設備（1400MHz 帯の電波を使用するもの） | | | DA |
| | 設備規則第 49 条の7但し書きに規定する無線設備（800MHz 帯の電波を使用するもの） | | N | CA |
| | 設備規則第 49 条の7但し書きに規定する無線設備（1400MHz 帯の電波を使用するもの） | | | DA |
| SSB | | 第 1 号の 9 | S | AA |
| デジタル | | 第 1 号の 10 | D | AA |
| F3E 等 | 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの | 第 1 号の 11 | F | AA |
| | 150MHz 帯の周波数の電波を使用するもの | | | AA |
| | 60MHz 帯の周波数の電波を使用するもの | | | BA |
| | その他の周波数の電波を使用するもの | | | DA |

| 特定ラジオマイク | | 第 1 号の 12 | B | AA |
|---|---|---|---|---|
| | イヤー・モニター用 | | | BA |
| デジタル特定ラジオマイク | | 第 1 号の 12 の 2 | CU | A |
| 海上用 DSB | | 第 1 号の 13 | OY | A |
| SSB | | 第 1 号の 14 | PY | A |
| F3E 等 | | 第 1 号の 15 | QY | A |
| 無線標定 | | 第 2 号 | Q | AA |
| ラジオ・ブイ | | 第 2 号の 2 | RY | A |
| 気象援助局 | | 第 3 号の 2 | SY | A |
| パーソナル | | 第 4 号 | U | AA |
| 簡易無線 | | 第 4 号の 2 | TY | A |
| 小エリア簡易無線 | | 第 4 号の 3 | OZ | A |
| 無線操縦用簡易無線 | | 第 4 号の 4 | UY | A |
| 簡易無線（デジタル方式） | | 第 4 号の 5 | SV | A |
| 簡易無線（デジタル方式、キャリアセンス機能を備えているものに限る） | | 第 4 号の 6 | TV | A |
| 簡易無線（移動体識別用） | 920MHz 帯 | 第 4 号の 7 | ZT | A |
| | 950MHz 帯 | | WU | A |
| 50GHz 帯 CR（簡易無線） | | 第 5 号 | C | AA |
| 構内無線 | 1200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの（テレメータ・テレコントロール・データ伝送用） | 第 6 号 | AS | B |
| | 2450MHz 帯の周波数の電波を使用するもののの内、周波数ホッピング以外の方式のもの（移動体識別用） | | | D |
| | 920MHz 帯の周波数の電波を使用するもの（設備規則第 49 条の 9 第1号ニただし書きに該当するもの）（移動体識別用） | | | F |
| | 950MHz 帯の周波数の電波を使用するもの（設備規則第 49 条の 9 第1号ニただし書きに該当するもの）（移動体識別用） | | A | FA |
| 920MHz 帯構内無線（キャリアセンス機能を備えているもの） | | 第 6 号の 2 | BS | A |
| 950MHz 帯構内無線（キャリアセンス機能を備えているもの） | | | PV | A |
| 2450MHz 帯構内無線（周波数ホッピング方式を用いるもの） | | 第 6 号の 3 | CS | A |
| 携帯無線通信用中継局 | | 第 10 号 | VT | B |

| TDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 10 号の 3 | RZ | A |
|---|---|---|---|
| CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 2 | YZ | A |
| CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 2 の 2 | WV | A |
| CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 2 の 3 | DT | A |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 5 | AX | A |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 6 | BX | A |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 6 の 2 | XV | A |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 6 の 3 | ZV | A |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 6 の 4 | ET | A |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 6 の 5 | FT | A |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 9 | NW | A |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 10 | PX | A |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 10 の 2 | AU | A |
| CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 10 の 3 | BU | A |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 10 の 4 | GT | A |
| CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 10 の 5 | HT | A |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 13 | QW | A |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 14 | RW | A |
| TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 16 | EU | A |
| TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 18 | GU | A |
| SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 20 | IU | A |
| SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 第 11 号の 20 の 2 | IT | A |
| SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用屋内小型基地局 | 第 11 号の 20 の 3 | JT | A |
| SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 22 | KU | A |
| OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 24 | MU | A |
| OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 27 | PU | A |
| OFDMA(TD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | 第 11 号の 28 | QU | A |
| アマチュア無線 | 第 12 号 | K | AA |
| 加入者系多方向用基地局 | 第 15 号 | KY | A |

| 加入者系対向用移動局 | 第 15 号の 3 | MY | A |
|---|---|---|---|
| テレメータ用等の固定局 | 第 16 号 | DZ | A |
| 非常警報用固定局 | 第 17 号 | EZ | A |
| 22GHz 帯固定局 | 第 18 号 | FZ | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 | 第 19 号の 5 | ZW | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局<br>（0.2 マイクロワット以下） | 第 19 号の 6 | AV | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 | 第 19 号の 7 | BV | A |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局（0.2 マイクロワット以下） | 第 19 号の 8 | CV | A |
| 1500MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | 第 20 号 | HZ | A |
| 800MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | 第 20 号の 2 | VX | A |
| PHS 基地局 | 第 23 号 | KX | A |
| PHS 中継局 | 第 23 号の 2 | LX | A |
| PHS 試験局 | 第 23 号の 3 | MX | A |
| 38GHz 帯固定局 | 第 24 号 | LZ | A |
| RZSSB | 第 25 号 | RN | A |
| 周波数自動選択 RZSSB | 第 25 号の 2 | RO | A |
| 周波数追従 RZSSB | 第 25 号の 3 | RP | A |
| 狭帯域デジタル | 第 25 号の 4 | QV | A |
| 周波数自動選択狭帯域デジタル | 第 25 号の 5 | DO | A |
| 周波数追従狭帯域デジタル | 第 25 号の 6 | DP | A |
| 車両感知用無線標定陸上局 | 第 26 号 | NZ | A |
| 道路交通情報ビーコン | 第 27 号 | PZ | A |
| 設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（第 3 種レーダー） | 第 28 号の 3 | VY | A |
| 設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（第 4 種レーダー） | 第 29 号 | UZ | A |
| 60GHz 帯高速無線回線用基地局 | 第 31 号の 2 | CX | A |
| 60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局 | 第 31 号の 4 | EX | A |
| 80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局 | 第 31 号の 5 | UT | A |
| 狭域通信システム用基地局 | 第 33 号 | DY | A |
| 市町村デジタル防災無線通信用固定局 | 第 38 号 | GX | A |
| デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項） | 第 40 号 | BW | A |
| 18GHz 帯基地局等（周波数分割複信方式又は時分割複信方式） | 第 41 号 | CW | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 18GHz 帯陸上移動局(4 相移相変調方式) | 第 42 号 | DW | A |
| 18GHz 帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6 メガビット以上) | 第 43 号 | EW | A |
| 18GHz 帯電気通信業務用固定局 | 第 44 号 | FW | A |
| 18GHz 帯公共業務用固定局 | 第 45 号 | GW | A |
| 1500MHz 帯電気通信業務用固定局 | 第 48 号 | VW | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 5 ミリ秒)WiMAX 用 | 第 49 号 | GV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 911.46 マイクロ秒)MBTDD-W 用 | 第 50 号 | HV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用フェムトセル基地局(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 5 ミリ秒)WiMAX 用 | 第 52 号の 2 | KT | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用屋内小型基地局(直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長 5 ミリ秒)WiMAX 用 | 第 52 号の 3 | LT | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(時分割・直交周波数分割多元接続方式)AXGP, TD-LTE 用 | 第 53 号 | KV | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用フェムトセル基地局(時分割・直交周波数分割多元接続方式)AXGP, TD-LTE 用 | 第 54 号の 2 | MT | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用屋内小型基地局(時分割・直交周波数分割多元接続方式)AXGP, TD-LTE 用 | 第 54 号の 3 | NT | A |
| 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(時分割・周波数分割多元接続方式)MBTDD 625k 用 | 第 55 号 | MV | A |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備) | 第 57 号 | OV | A |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る) | 第 57 号の 2 | UU | A |
| 簡易型船舶自動識別装置 | 第 58 号 | RU | A |
| 簡易型国際 VHF(25W 以下) | 第 59 号 | SU | A |
| 簡易型国際 VHF(5W 以下) | 第 60 号 | TU | A |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局 | 第 61 号 | ZU | A |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局 | 第 62 号 | CT | A |

別紙第 12 号　特定無線設備の技術基準適合証明　審査手数料

免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | 特性試験手数料 | |
|---|---|---|---|
| | | ②1 台目 | ③2 台目以降 |
| 市民ラジオ | 新規の場合<br>￥60,000 | 60,000 | 30,000 |
| コードレス電話 | | 60,000 | 30,000 |
| テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送 | | 60,000 | 30,000 |
| 医療用テレメーター | | 60,000 | 30,000 |
| 体内植込型医療用データ伝送及び<br>体内植込型医療用遠隔計測 | | 60,000 | 30,000 |
| 国際輸送用データ伝送設備、 | | 60,000 | 30,000 |
| 無線呼出 | | 60,000 | 30,000 |
| ラジオマイク | | 60,000 | 30,000 |
| 補聴援助用ラジオマイク | | 60,000 | 30,000 |
| 無線電話 | | 60,000 | 30,000 |
| 音声アシスト用無線電話 | | 60,000 | 30,000 |
| 移動体識別 | | 60,000 | 30,000 |
| ミリ波レーダー | | 80,000 | 40,000 |
| ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送 | | 80,000 | 40,000 |
| 移動体検知センサー | | 200,000 | 52,000 |
| 動物検知通報システム | | 60,000 | 30,000 |
| 小電力セキュリティ | | 60,000 | 30,000 |
| 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム | | 60,000 | 30,000 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム | | 60,000 | 30,000 |
| 5.2, 5.3GHz 帯小電力データ通信システム | | 60,000 | 30,000 |
| 5.6GHz 帯小電力データ通信システム | | 60,000 | 30,000 |
| 準ミリ波帯小電力データ通信システム | | 200,000 | 52,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | | 60,000 | 30,000 |
| デジタルコードレス電話 | | 420,000 | 150,000 |
| 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 | | 420,000 | 150,000 |
| 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 | | 420,000 | 150,000 |
| PHS陸上移動局 | | 420,000 | 150,000 |

| 狭域通信システム用陸上移動局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 80,000 | 40,000 |
|---|---|---|---|
| 狭域通信システム用試験局 | | 80,000 | 40,000 |
| 超広帯域（UWB）無線システム | | 200,000 | 52,000 |

免許包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | 特性試験手数料 | |
|---|---|---|---|
| | | ②1 台目 | ③2 台目以降 |
| MCA 陸上移動局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 190,000 | 95,000 |
| Ku 帯 VSAT 地球局 | | 450,000 | 225,000 |
| Ka 帯 VSAT 地球局 | | 450,000 | 225,000 |
| 携帯無線通信用中継局（陸上移動局） | | 450,000 | 225,000 |
| TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| CDMA2000(EV-DO ﾏﾙﾁｷｬﾘｱ)移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| TD-OFDMA（次世代 PHS）携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| TD-FDMA（MBTDD 625k）携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| SC-FDMA （FDD 方式） （LTE-FDD）携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| SC-FDMA（TDD 方式）(LTE-TDD)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| OFDMA（FDD 方式）(UMB-FDD)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| OFDMA（ﾓﾊﾞｲﾙ WiMAX）方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| OFDMA（TDD 方式）(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 | 140,000 |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局<br>（対地静止）（オムニトラックス） | | 450,000 | 225,000 |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局<br>（非静止）（オーブコム） | | 280,000 | 140,000 |
| 加入者系多方向用移動局 | | 450,000 | 225,000 |

TÜV®

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 190,000 | 95,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局<br>(0.2 マイクロワット以下) | | 190,000 | 95,000 |
| 1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | | 190,000 | 95,000 |
| 800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | | 190,000 | 95,000 |
| 携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)<br>(N-STAR) | | 280,000 | 140,000 |
| 携帯移動衛星通信用地球局(非静止)<br>(イリジウム) | | 280,000 | 140,000 |
| インマルサット携帯移動地球局 | | 280,000 | 140,000 |
| ESV 携帯移動地球局 | | 450,000 | 225,000 |
| ヘリサット携帯移動地球局 | | 450,000 | 225,000 |
| ルーラル加入者無線 | | 190,000 | 95,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局 | | 450,000 | 225,000 |
| デジタル空港無線通信用陸上移動局<br>(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項) | | 190,000 | 95,000 |
| 航空移動衛星通信システム | | 280,000 | 140,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用<br>陸上移動局(WiMAX 用) | | 280,000 | 140,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用<br>陸上移動局(MBTDD-W 用) | | 280,000 | 140,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用<br>陸上移動局(次世代 PHS 用) | | 280,000 | 140,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用<br>陸上移動局(MBTDD 625k 用) | | 280,000 | 140,000 |

その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | 特性試験手数料 | |
|---|---|---|---|
| | | ②1 台目 | ③2 台目以降 |
| MCA(指令局) | 新規の場合<br>￥60,000 | 220,000 | 110,000 |
| SSB | | 220,000 | 110,000 |
| デジタル | | 220,000 | 110,000 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| F3E 等 | 新規の場合<br>￥60,000 | 220,000 | 110,000 |
| 特定ラジオマイク | | 220,000 | 110,000 |
| デジタル特定ラジオマイク | | 220,000 | 110,000 |
| 海上用 DSB | | 220,000 | 110,000 |
| SSB | | 220,000 | 110,000 |
| F3E 等 | | 220,000 | 110,000 |
| 無線標定 | | 480,000 | 240,000 |
| ラジオ・ブイ | | 220,000 | 110,000 |
| 気象援助局 | | 220,000 | 110,000 |
| パーソナル | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易無線 | | 220,000 | 110,000 |
| 小エリア簡易無線 | | 220,000 | 110,000 |
| 無線操縦用簡易無線 | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易無線（デジタル方式） | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易無線（デジタル方式、キャリアセンス機能あり） | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易無線（移動体識別用） | | 220,000 | 110,000 |
| 50GHz 帯 CR（簡易無線） | | 220,000 | 110,000 |
| 構内無線 | | 480,000 | 240,000 |
| 920MHz 帯構内無線（キャリアセンス機能あり） | | 220,000 | 110,000 |
| 950MHz 帯構内無線（キャリアセンス機能あり） | | 220,000 | 110,000 |
| 2450MHz 帯構内無線（周波数ホッピング方式） | | 220,000 | 110,000 |
| 携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局） | | 450,000 | 225,000 |
| TDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 310,000 | 155,000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| CDMA2000(EV-DO)方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| TD-FDMA 方式(MBTDD625k)携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| SC-FMDA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| LTE 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| SC-FMDA(FDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 | 155,000 |
| アマチュア無線 | | 310,000 | 155,000 |
| 加入者系多方向用基地局 | | 480,000 | 240,000 |
| 加入者系対向用移動局 | | 480,000 | 240,000 |
| テレメータ用等の固定局 | | 220,000 | 110,000 |
| 非常警報用固定局 | | 220,000 | 110,000 |
| 22GHz 帯固定局 | | 220,000 | 110,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 | | 220,000 | 110,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局（0.2 マイクロワット以下） | | 220,000 | 110,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 | | 220,000 | 110,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局<br>（0.2 マイクロワット以下） | | 220,000 | 110,000 |
| 1500MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | | 220,000 | 110,000 |
| 800MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | | 220,000 | 110,000 |
| PHS 基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| PHS 中継局 | | 310,000 | 155,000 |
| PHS 試験局 | | 310,000 | 155,000 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 38GHz 帯固定局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 480,000 | 240,000 |
| RZSSB | | 220,000 | 110,000 |
| 周波数自動選択 RZSSB | | 220,000 | 110,000 |
| 周波数追従 RZSSB | | 220,000 | 110,000 |
| 狭帯域デジタル | | 220,000 | 110,000 |
| 周波数自動選択狭帯域デジタル | | 220,000 | 110,000 |
| 周波数追従狭帯域デジタル | | 220,000 | 110,000 |
| 車両感知用無線標定陸上局 | | 480,000 | 240,000 |
| 道路交通情報ビーコン | | 220,000 | 110,000 |
| 第３種レーダー | | 220,000 | 110,000 |
| 第４種レーダー | | 220,000 | 110,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用基地局 | | 480,000 | 240,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局 | | 480,000 | 240,000 |
| 80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局 | | 480,000 | 240,000 |
| 狭域通信システム用基地局 | | 220,000 | 110,000 |
| 市町村デジタル防災無線通信用固定局 | | 220,000 | 110,000 |
| デジタル空港無線通信用移動局 | | 220,000 | 110,000 |
| 18GHz 帯基地局等<br>（周波数分割複信方式または時分割複信方式） | | 480,000 | 240,000 |
| 18GHz 帯陸上移動局（４相位相変調方式） | | 480,000 | 240,000 |
| 18GHz 帯基地局・陸上移動中継局 | | 480,000 | 240,000 |
| 18GHz 帯電気通信業務用固定局 | | 480,000 | 240,000 |
| 18GHz 帯公共業務用固定局 | | 480,000 | 240,000 |
| 1500MHz 帯電気通信業務用固定局 | | 310,000 | 155,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等（WiMAX 用） | | 310,000 | 155,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等（MBTDD-W 用） | | 310,000 | 155,000 |
| WiMAX 用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| WiMAX 用屋内基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等<br>（次世代 PHS 用） | | 310,000 | 155,000 |
| XGP 用フェムトセル基地局 | | 310,000 | 155,000 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| XGP 用屋内基地局 | 新規の場合<br>￥60,000 | 310,000 | 155,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等（MBTDD　625k 用） | | 310,000 | 155,000 |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備) | | 310,000 | 155,000 |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(受信障害対策中継放送を行うための無線設備による) | | 310,000 | 155,000 |
| 簡易型船舶自動識別装置 | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易型国際 VHF(25W 以下) | | 220,000 | 110,000 |
| 簡易型国際 VHF(5W 以下) | | 220,000 | 110,000 |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局 | | 310,000 | 155,000 |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局 | | 310,000 | 155,000 |

別紙第 12 号注釈

技適手数料の審査手数料算定方法

1. 審査手数料は、別紙第 12 号のとおり。

2. その他の料金について

2.1.新規設備の場合（以前に同じ工事設計で技適を取得していない設備の申請）

無線設備を提出する（特性試験を当社の証明員が実施する）場合

①証明基本手数料＋②特性試験手数料＋抜取り台数分の③特性試験手数料

2.2. 無線設備を提出しない（特性試験測定結果を申請者が提出する）場合

①証明基本手数料＋特性試験結果の提出部数分×¥2,000

※ 前述の手数料以外に、下記の事由により請求金額が増減する場合があります。

| 項　　目 | 増減金額、または算定方式 |
|---|---|
| 試験日の指定（試験立会い）※1 | ＋ ￥30,000 |
| 複合無線設備<br>（ひとつの筐体内に複数の無線設備が存在） | １筐体内にM（ただしM≧2）台の無線設備がある場合の2台目以降<br>＋ 該当する無線設備の証明基本料×（M − 1）×0.8 |
| 電波暗室使用(8 時間以内)<br>(アンテナ一体型の無線設備試験) | ＋ ￥105,000 |
| 試験用擬似人体等一式を、申請者が準備する場合(体内植込型医療用データ伝送) | − ￥200,000 |
| DFS の測定<br>(5GHz 帯小電力データ通信システム) | ＋ ￥63,000 |
| 出張料金(移動時間分)※2 | ＋ ￥5,500/時間<br>（1 時間未満の端数は切上げ） |
| 宿泊を伴う出張 | 当社規程による |
| 以前に技準適を取得した設備と工事設計が同一の申請の場合 | 証明基本料金： ¥50,000<br>（通常の証明基本料金より−￥10,000） |

※1 当社から立会いを依頼した場合は、不要です

※2 交通費は実費を申し受けます。

別紙第 13 号　工事設計認証　審査手数料

免許不要局（法第３８条の２の２第１項第１号に定める特定無線設備）

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | ②特性試験手数料 |
|---|---|---|
| 市民ラジオ | 新規の場合<br>￥300,000 | 100,000 |
| コードレス電話 | | 100,000 |
| テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送 | | 100,000 |
| 医療用テレメーター | | 100,000 |
| 体内植込型医療用データ伝送及び | | 350,000 |
| 国際輸送用データ伝送設備、 | | 100,000 |
| 無線呼出 | | 100,000 |
| ラジオマイク | | 100,000 |
| 補聴援助用ラジオマイク | | 100,000 |
| 無線電話 | | 100,000 |
| 音声アシスト用無線電話 | | 100,000 |
| 移動体識別 | | 100,000 |
| ミリ波レーダー | | 250,000 |
| ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送 | | 250,000 |
| 移動体検知センサー | | 250,000 |
| 動物検知システム | | 100,000 |
| 小電力セキュリティ | | 100,000 |
| 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム | | 100,000 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム | | 100,000 |
| 5.2, 5.3GHz 帯小電力データ通信システム | | 100,000 |
| 5.6GHz 帯小電力データ通信システム | | 100,000 |
| 準ミリ波帯小電力データ通信システム | | 250,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | | 100,000 |
| デジタルコードレス電話 | | 420,000 |
| 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 | | 420,000 |
| 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 | | 420,000 |
| PHS陸上移動局 | | 420,000 |
| 狭域通信システム用陸上移動局 | | 100,000 |

| 超広帯域(UWB)無線システム | | 250,000 |
|---|---|---|

免許包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | ②特性試験手数料 |
|---|---|---|
| MCA 陸上移動局 | 新規の場合<br>￥280,000 | 190,000 |
| Ku 帯 VSAT 地球局 | | 450,000 |
| Ka 帯 VSAT 地球局 | | 450,000 |
| 携帯無線通信用中継局(陸上移動局) | | 450,000 |
| TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| CDMA2000(EV-DO ﾏﾙﾁｷｬﾘｱ)移動局 | | 280,000 |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| TD-OFDMA(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| TD-FDMA(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| OFDMA(ﾓﾊﾞｲﾙ WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局 | | 280,000 |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局<br>(対地静止)(オムニトラックス) | | 450,000 |
| 携帯移動衛星データ通信用地球局 | | 280,000 |
| 加入者系多方向用移動局 | | 450,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | | 190,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 | | 190,000 |
| 1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | | 190,000 |
| 800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局) | | 190,000 |

| | | |
|---|---|---|
| 携帯移動衛星通信用地球局（非静止） | | 280,000 |
| インマルサット携帯移動地球局 | | 280,000 |
| ESV 携帯移動地球局 | 新規の場合<br>￥280,000 | 450,000 |
| ヘリサット携帯移動地球局 | | 450,000 |
| ルーラル加入者無線 | | 190,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局 | | 450,000 |
| デジタル空港無線通信用陸上移動局 | | 190,000 |
| 航空移動衛星通信システム | | 280,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 | | 280,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 | | 280,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 | | 280,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 | | 280,000 |

その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

| 特定無線設備の種別 | ①証明基本料 | ②特性試験手数料 |
|---|---|---|
| MCA(指令局) | 新規の場合<br>￥280,000 | 220,000 |
| SSB | | 220,000 |
| デジタル | | 220,000 |
| F3E 等 | | 220,000 |
| 特定ラジオマイク | | 220,000 |
| デジタル特定ラジオマイク | | 220,000 |
| 海上用 DSB | | 220,000 |
| SSB | | 220,000 |
| F3E 等 | | 220,000 |
| 無線標定 | | 480,000 |
| ラジオ・ブイ | | 220,000 |
| 気象援助局 | | 220,000 |
| パーソナル | | 220,000 |
| 簡易無線 | | 220,000 |
| 小エリア簡易無線 | | 220,000 |
| 無線操縦用簡易無線 | | 220,000 |

| | | |
|---|---|---|
| 簡易無線(デジタル方式、キャリアセンス機能あり) | | 220,000 |
| 簡易無線(移動体識別用) | | 220,000 |
| 50GHz 帯 CR(簡易無線) | | 480,000 |
| 構内無線 | | 220,000 |
| 920MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり) | | 220,000 |
| 950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり) | | 220,000 |
| 2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式) | | 220,000 |
| 携帯無線通信用中継局(陸上移動中継局) | | 450,000 |
| TDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,000 |
| CDMA 方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,.000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等 | 新規の場合 | 310,.000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | ￥280,000 | 310,.000 |
| CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,.000 |
| W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,.000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,.000 |
| CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,.000 |
| W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,.000 |
| CDMA2000(EV-DO)方式携帯無線通信用屋内基地局 | | 310,.000 |
| TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| TD-FDMA 方式(MBTDD625k)携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| SC-FMDA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| LTE 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 | | 310,.000 |
| SC-FMDA(FDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |
| OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等 | | 310,.000 |

| 局種 | | 金額 |
|---|---|---|
| 加入者系多方向用基地局 | | 480,000 |
| 加入者系対向用移動局 | | 480,000 |
| テレメータ用等の固定局 | | 220,000 |
| 非常警報用固定局 | | 220,000 |
| 22GHz 帯固定局 | | 480,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 | | 480,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム基地局（0.2 マイクロワット以下） | 新規の場合 | 480,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 | ￥280,000 | 480,000 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 | | 480,000 |
| 1500MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | | 480,000 |
| 800MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局） | | 480,000 |
| PHS 基地局 | | 310,000 |
| PHS 中継局 | | 310,000 |
| PHS 試験局 | | 310,000 |
| 38GHz 帯固定局 | | 480,000 |
| RZSSB | | 220,000 |
| 周波数自動選択 RZSSB | | 220,000 |
| 周波数追従 RZSSB | | 220,000 |
| 狭帯域デジタル | | 220,000 |
| 周波数自動選択狭帯域デジタル | | 220,000 |
| 周波数追従狭帯域デジタル | | 220,000 |
| 車両感知用無線標定陸上局 | | 480,000 |
| 道路交通情報ビーコン | | 220,000 |
| 第３種レーダー | | 220,000 |
| 第４種レーダー | | 220,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用基地局 | | 480,000 |
| 60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局 | | 480,000 |
| 80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局 | | 480,000 |
| 狭域通信システム用基地局 | | 220,000 |
| 市町村デジタル防災無線通信用固定局 | | 220,000 |
| デジタル空港無線通信用移動局 | | 220,000 |
| 18GHz 帯基地局等 | | 480,000 |

| 18GHz 帯基地局･陸上移動中継局 | | 480,000 |
|---|---|---|
| 18GHz 帯電気通信業務用固定局 | 新規の場合 | 480,000 |
| 18GHz 帯公共業務用固定局 | ￥280,000 | 480,000 |
| 1500MHz 帯電気通信業務用固定局 | | 480,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等（WiMAX 用） | | 310,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等（MBTDD-W 用） | | 310,000 |
| WiMAX 用フェムトセル基地局 | | 310,000 |
| WiMAX 用屋内基地局 | | 310,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等 | | 310,000 |
| XGP 用フェムトセル基地局 | | 310,000 |
| XGP 用屋内基地局 | | 310,000 |
| 2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用基地局等 | | 310,000 |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備) | | 310,000 |
| 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー (受信障害対策中継放送を行うための無線設備による) | | 310,000 |
| 簡易型船舶自動識別装置 | | 220,000 |
| 簡易型国際 VHF(25W 以下) | | 220,000 |
| 簡易型国際 VHF(5W 以下) | | 220,000 |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局 | | 310,000 |
| 200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局 | | 310,000 |

別紙第 13 号注釈

認証審査手数料算定方法

1. 料金ついては、別紙第 13 の記載されている料金表を御参照ください。

2. 料金の算定方法について

2.1. 新規の場合

2.1.1. 無線設備を提出する（特性試験を当社の証明員が実施する）場合

①証明基本手数料 ＋ ②特性試験手数料 ＋ 温湿度試験、振動試験の追加手数料等

2.2.2. 無線設備を提出しない（申請者が特性試験測定結果を提出する）場合

①証明基本手数料 ＋ ¥20,000

※ 前述の手数料以外に、次の事由により請求金額が増減する場合があります。

| 項　　　目 | 増減金額、または算定方式 |
|---|---|
| 試験日の指定（試験立会い）※1 | ＋ ￥30,000 |
| 複合無線設備<br>(ひとつの筐体内に複数の無線設備が存在) | １筐体内にM（ただしM≧２）台の無線設備がある場合の2台目以降<br>＋ 該当する無線設備の証明基本料×（M－1）×0.8 |
| 「ISO9000 ｼﾘｰｽﾞ認定」を受けている工場でのみ製造されている申込設備 | −¥60,000 |
| 「ISO9000 ｼﾘｰｽﾞ認定」を受けていない製造工場が複数（2 箇所以上）ある場合 | ＋¥50,000 ×（未認定工場数 － 1） |
| 電波暗室使用<br>(アンテナ一体型無線設備等の試験) | ＋ ￥105,000 |
| 温度試験 | ＋ ￥84,000 |
| 湿度試験 | ＋ ￥84,000 |

| 振動試験 | ＋ ¥120,000 |
|---|---|
| 試験用擬似人体等一式を、申請者が準備する場合(体内植込型医療用データ伝送) | － ￥200,000 |
| 送受信機の数が2台(異なる周波数帯域等の場合を含む。)以上の試験費用(1 台当り) | ＋¥100,000 |
| DFS の測定<br>(5GHz 帯小電力データ通信システム) | ＋ ￥63,000 |
| 出張料金(移動時間分)※2 | ＋￥5,500/時間<br>(1 時間未満の端数は切上げ) |
| 宿泊を伴う出張 | 当社規程による |

※1 当社から立会いを依頼した場合は、不要です
※2 交通費は実費を申し受けます。

2.2. 変更の工事

2.2.1.変更の内容、および証明基本手数料

- ・回路の変更 : 証明基本手数料は、 ＋ 特性試験
  変更内容により異なる
- ・製造場所の追加（1工場あたり）
  - ISO9000ｼﾘｰｽﾞの認証が取れていない工場 : 60,000 円 ＋ 特性試験
  - ISO9000ｼﾘｰｽﾞの認証が取れている工場 : 30,000 円 ＋ 特性試験
- ・型式・名称等の変更 : 30,000 円

3. 技適、 認証ラベル（証明規則第八条（表示）関連）

3.1. 技適の場合は、審査終了後、申込台数分の証明ラベルを当社より申請者に発給する。申請者は、当社より配布されたラベルを必ず対応する製造番号の無線設備の見やすい場所に貼付しなければなならない。なお、ラベル発給費用は別途申し受けることとする。

3.2. 認証の場合は、申請者（認証取扱業者）において証明ラベルを作成することが出来る。申請者（認証取扱業者）は、当社で定める別紙第２２号に定める様式の証明ラベル作成申込書を提出することで、当社より認証ラベルを購入することも出来る。

3.3. ラベルの料金

技適および認証のラベル料金は、1 枚あたり 105 円 (消費税込み)とする。

3.4. 認証の場合、証明ラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、それ以上の枚数の追加については、100 枚単位で、依頼を受付ける。

3.5. 基本のデザインと異なる寸法もしくはデザインでのラベル作成依頼については、別途、型代を請求するものとする。

4. その他の料金

4.1. 証明書、 認証書の再発行

申請者が証明等の証明書の再発行を希望する場合は、当社で定める別紙第２０号又は同第２１号に定める様式の再発行依頼書にて申し込み行う。

4.2. 再発行手数料は 5,250 円とする。なお、再発行された技術基準適合証明書、工事設計認証書には、 再発行をした旨を記載する。

4.3. 試験データ、その他の公開可能な書類のコピーの申込みを行った申請者に対し、有償にてそれらの書類の写しを配布する。

4.4. 技適及び認証に係る手数料の減額等

a) 過去１年以内に類似した証明等を受けた実績、または同時に類似した証明等の申込が複数あり、 前述の手数料が合理的でないと当社が判断する場合は、 減額した手数料を設定する場合がある。

b) 前述の他、 当社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがある。

c) 手数料等が変更された場合は、当社のホームページに新料金の適用開始日と内容を掲載する。

5. 手数料の支払い方法

手数料の納付期限および納付先については、業務規程 5.2.2.および 5.2.3 のとおりとする。

TÜV SÜD Ohtama, Ltd

別紙第 14 号

平成　　年　月　日

**** 殿

〒215-0033
神奈川県川崎市麻生区栗木 2-8-20
テュフズードオータマ株式会社
TEL: 044-980-2050
FAX: 044-980-2052

# 受付確認通知書

下記の特定無線設備について、 特定無線設備の工事設計についての認証申請を受付けたことを通知します。

| 申請の区分 | 技適　・　認証 |
|---|---|
| 申請者 | |
| 特定無線設備の種別 | |
| 電波の型式、 周波数及び空中線電力 | |
| 型式又は名称 | |
| 製造番号 | |
| 受付番号 | |
| 備考 | |

本受付確認通知書は、 申込書の受理を申請者に通知するものです。

下記の場合、本通知書に関わらず、 技適もしくは認証を行うことは出来ません。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申請を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申請者に対し申込の取下げを求める場合
   - 証明規則第六条もしくは第十七条に定める書類又は申請設備の提出を求めた日から20日以内に当該品が提出されなかったとき。
   - 証明規則第六条もしくは第十七条に定める書類もしくは申請設備に不備があり、その対応を求めた日から20日以内に申請者が対応措置をとらなかったとき。

TÜV®

別紙第 15 号

平成　　年　　月　　日

********** 殿

# 技術基準適合証明書

| 特定無線設備の種別 | |
|---|---|
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | |
| 特定無線設備の型式又は名称 | |
| 特定無線設備の製造者名 | |
| 製造番号 | |
| 技術基準適合証明番号 | |
| 技術基準適合証明をした年月日 | |
| 備考 | |

上記のとおり、電波法第三十八条の六第一項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

テュフズードオータマ株式会社 ㊞

別紙第 16 号

平成　　年　　月　　日

**********殿

# 技術基準適合証明拒否通知書

平成　　年　　月　　日付申込に係る下記一の特定無線設備は、下記二の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

一　特定無線設備の内容

特定無線設備の種別：

電波の型式、周波数及び空中線電力：

型式又は名称：

製造番号：

二 拒否の理由

以上

テュフズードオータマ株式会社　㊞

別紙第 17 号

平成　　年　　月　　日

殿

# 工事設計認証書

| | |
|---|---|
| 特定無線設備の種別 | |
| 電波の型式、周波数及び空中線電力 | |
| 特定無線設備の型式又は名称 | |
| 特定無線設備の製造者名 | |
| 工事設計認証番号 | |
| 認証をした年月日 | |
| 備考 | |

上記のとおり、 電波法第三十八条の二十四第二項の規定に基づく工事設計認証を行ったものであることを証する。

テュフズードオータマ株式会社 ㊞

別紙第 18 号

平成　　年　　月　　日

殿

# 工事設計認証拒否通知書

平成　　年　　月　　日付申込に係る下記一の工事設計は、下記二の理由により工事設計認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

一　工事設計の内容

特定無線設備の種別：

電波の型式、周波数及び空中線電力：

型式又は名称：

二 拒否の理由

以上

テュフズードオータマ株式会社　㊞

TÜV®

別紙第 19 号

平成　　　年　　月　　日

# 証 明 ラ ベ ル 作 成 申 込 書

テュフズードオータマ株式会社殿

申請者名
申請者住所
氏 名　　　　　　　　　　　　㊞

工事設計の認証の申込をした下記1 の特定無線設備について、 下記2のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1　特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別

(2) 型式又は名称

申込時に申し込む場合は申込書、 認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入してください。

(3) 認証番号※

(4) 認証の年月日※

※認証後に申し込む場合のみ、記入してください。

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数

(2) 証明ラベルの様式

(3) 認証番号

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

会社名及び氏名
住所
申し込み担当者
連絡先電話番号
ラベルの送付先

別紙第 20 号

平成　　年　　月　　日

# 技術基準適合証明証書再発行依頼書

テュフズードオータマ株式会社殿

申請者 住　所
会社名
氏　名　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり、 特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1　特定無線設備の内容
　特定無線設備の種別
　電波の型式、 周波数及び空中線電力
　型式又は名称
　製造番号
　技術基準適合証明番号
　技術基準適合証明の年月日

2 再発行を希望する理由

3 担当者、 再発行証書の送付先、 料金の請求先
　会社名及び氏名
　申し込み担当者
　住所
　連絡先電話番号
　証書の送付先

別紙第 21 号

平成　　年　　月　　日

# 工事設計認証書再発行依頼書

テュフズードオータマ株式会社 殿

申請者 住　所
会社名
氏　名　　　　　　　　㊞

下記のとおり、 特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容
特定無線設備の種別
電波の型式、 周波数及び空中線電力
型式又は名称
認証番号
認証の年月日

2 再発行を希望する理由

3 認証書発送先、および費用請求先
会社名及び氏名
担当者
住所
連絡先電話番号
認証書送付先の住所

改訂履歴 Document History

| ISSUE | SUMMARY | Date issued |
|---|---|---|
| 初版 | | 2008. 4. 1 |
| 2 版 | 証明等の業務を行う事務所の追加 | 2012. 4. 2 |
| 3 版 | 第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号の登録区分の追加<br>特性試験の業務を委託する受託者の追加<br>新制度による表示に追加する記号並びに番号構成の追加<br>別紙第 11 号　無線設備の種別の追加<br>別紙第 12 号 特定無線設備の技術基準適合証明 審査手数料の追加と変更 | 2012. 4. 3 |
| ４版 | 総務省指摘事項の修正 | 2012.6.16 |